

第21回中城村農業委員会会議（総会）議事録

1. 招集年月日 平成25年5月24日（金）
2. 招集の場所 中城村役場 多目的会議室
3. 開催日時 平成25年5月24日 14時00分から15時50分

4. 出席委員

- 1番 新垣 秀則（会長）
- 2番 平安名常彦（会長職務代理者）
- 3番 多和田眞吉      4番 新垣 直也
- 6番 新垣 勇      7番 安里 健一
- 8番 比嘉 盛安      9番 外間 博則
- 10番 與那嶺正敏    11番 花城 伸吉

5. 欠席委員

- 5番 新垣 勉

6. 議事日程

- 第1 会期の決定について
- 第2 議事録署名委員の指名について
- 第3 案件

- 議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- 議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第81号 買受適格証明について
- 報告第30号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 出席職員

- 事務局長 津覇 盛之  
主 事 新垣 勝之

8. 会議の概要

議長（会長）

定刻ですので、これより第21回農業委員会会議（総会）を開会します。  
会期についてであります。本日1日でよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

議長（会長）

異議なしでありますので本日24日の1日限りに決定します。  
議事録署名人の指名ですが、6番さんと11番さんのほうでよろしくお願ひします。  
案件に入ります。議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第81号まで、一括して事務  
局より説明をお願いします。

事務局長

それでは1ページをお願いします。

（議案第78号を議案書をもとに朗読）

補足の説明をいたします。

1番は、申請人が、従業員用の駐車場を拡大する必要に迫られ、申請地を転用するものがあります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域にあり、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する土地もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

2番は、申請人が、申請地を農業用資材置場として転用するものであります。

申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの（ア）、その他の農地（第2種農地）に該当するものと判断され、また筆全体面積が442㎡、用途面積が56㎡であるが、申請地は傾斜地のため、残りの面積の使用は困難であり、一筆全体の許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして3ページをお願いします。

（議案第79号を議案書をもとに朗読）

それでは補足説明をいたします。

1番は、譲受人が、申請地に自己所有墓を建立するために、譲渡人より土地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの（ア）、その他の農地（第2種農地）に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

2番は、譲受人が、申請地に自己所有墓を建立するために、譲渡人より土地の権利を取得し、転用するものであります。

申請地の周辺は、傾斜地等のため営農条件が悪く、耕作放棄された山林原野化した農地が大部分を占め、生産性の低い農地と墓が混在しており、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のカの（ア）、その他の農地（第2種農地）に該当するものと判断され、転用する面積も妥当であり、他に代替する土地等もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして、3番は、借受人である申請人が、現在借家住まいのため、義父である貸付人から申請地を使用貸借し、一般住宅を建築するために転用するものであります。

申請地は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する10ha未満規模の小集団の農地の区域であるが、申請地は縁辺部に位置し、農地の集団性への影響は軽微であり、今後の農業上の公共投資の予定もなく、運用通知第2の1のオの（ア）のb、第2種農地に該当するものと判断され、転用する面積もおおむね妥当であり、他に代替する宅地もないことから、許可はやむを得ないものと思われます。

続きまして6ページ、お願いします。

(議案第80号を議案書をもとに朗読)

補足説明をいたします。

1番は、借受人が農業経営の規模拡大を図るために、貸付人より申請地を賃貸借するものであります。

借受人の農業機械等の保有台数が3台、農作業従事日数が250日、通作時間1分及び営農計画(作目 観葉植物)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で30aで下限面積を超えております。また今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われま

す。続きまして8ページ、お願いします。

(議案第81号を議案書をもとに朗読)

こちらの補足の説明をいたします。

1番は、願出人が新規に農業を営むために、申請地の買い受けをしようとするものです。願出人が確保する農業機械等の保有台数が1台、導入予定台数が2台、農作業従事日数が180日、通作時間10分及び営農計画(作目 キビ作)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で39aで下限面積を超えております。また買い受けによる権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ、さらに買受適格も有すると思われま

す。2番は、願出人が農業経営の規模拡大を図るために、申請地の買い受けをしようとするものです。願出人が確保する農業機械等の保有台数9台、導入予定台数が2台、農作業従事日数250日、通作時間30分、営農計画(作目 キビ作)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で310aで下限面積を超えております。また買い受けによる権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ、さらに買受適格も有すると思われま

す。3番は、願出人が農業経営の規模拡大を図るために、申請地の買い受けをしようとするものです。願出人が確保する農業機械等の保有台数5台、農作業従事日数300日、通作時間10分、営農計画(作目 キビ作)等から見て効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は合計で78aで下限面積を超えております。また買い受けによる権利の取得により周辺農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって、農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしているものと思われ、さらに買受適格も有すると思われま

す。以上で説明を終わります。

議長(会長)

提案理由の説明が終わりました。休憩をとり現場調査に向かいたいと思います。休憩いたします。

( 現 地 調 査 )

議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見ををお願いします。7番、どうぞ。</p>
7番	<p>議案第78号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。事務局の十分な説明もあり、現地調査も行いました。1番につきましては、面積も少なく、農地としては不適當なところであります。それから2番につきましては、これも何年も畑として使用されておりませんし、本員は許可相当としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第78号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>
議長（会長）	<p>進行の声がございます。進行いたします。</p> <p>どなたかご意見ををお願いします。7番、どうぞ。</p>
7番	<p>議案第79号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてであります。先ほど事務局からも十分な説明をいただき、現地調査も行いました。1番、2番につきましては、周辺に墓が混在している状況です。事務局の説明にもありましたように、本員も第2種農地（その他の農地）だと思います。それから3番の新垣の件も同じく第2種農地であると判断し、本員は許可相当としたいと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第79号については許可相当といたします。</p> <p>続きまして、議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について質疑に入ります。ご質問等がありましたらどうぞ。</p> <p>「進行」の声あり</p>

議長（会長）	<p>進行の声がありますので、進行いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、2番。</p>
2番	<p>議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請についてであります。先ほど事務局から詳しく説明もあり、休憩をとり現場調査も行いました。そうですね、下限面積も十二分に満たされているので、本員は許可としたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第80号については許可といたします。</p> <p>続きまして、議案第81号 買受適格証明についてであります。御質問等がありましたら、どうぞ。</p> <p>「休憩」の声あり</p>
議長（会長）	<p>休憩いたします。</p> <p>（ 休 憩 ）</p>
議長（会長）	<p>再開いたします。</p> <p>どなたかご意見をお願いします。はい、8番。</p>
8番	<p>ご意見がありませんでしたから、よろしいですか。</p>
議長（会長）	<p>はい、どうぞ。</p>
8番	<p>議案第81号 買受適格証明についてであります。事務局からの説明もあり、現地調査も先ほど行いました。こちらですね、要件を満たしていると。下限面積等も十分に条件を満たしておりますし、本員は証明書を発行してよろしいかと思えます。以上です。</p>
議長（会長）	<p>ただいまのご意見に異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」の声あり</p>
議長（会長）	<p>異議なしでありますので、議案第81号については適格者として証明いたします。</p> <p>続きまして報告第30号、31号について、一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは報告第30号と31号について説明いたします。</p> <p>（報告第30号及び報告第31号を朗読する前に以下を説明）</p>

こちら市街化区域内の農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項及び第5条第1項に規定される許可は不要とされているもので、今回は4条の届出が1件、5条の届出が4件ありました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、朗読してご報告いたします。

それでは11ページ、お願いします。

(説明後議案書をもとに朗読)

以上で説明を終わります。

議長 (会長)

以上をもちまして議案、報告が終了いたしました。  
第21回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 15時50分

中城村農業委員会規則30条第2項の規定によりここに署名する。

中城村農業委員会会長 新垣 秀 則

議事録署名人

6番委員 新垣 勇

議事録署名人

11番委員 花城 伸 吉